

栗東市地域防災計画（素案） 修正概要

栗東市地域防災計画修正方針（案）に基づく主な反映項目は以下の通りになります。

方針① 関係法令の改正や上位計画等の改定内容の反映

現行の栗東市地域防災計画に反映されていない法令、防災基本計画、滋賀県地域防災計画、その他関係機関等の計画内容を確認し、整合を図るとともに、上位機関が作成する防災に関連するガイドライン等の内容を反映します。

＜素案における主な反映項目＞

- 第 2 章第 1 節第 5 の 1（3）「個別避難計画の策定」（新旧対照表 P12）
県の地域防災計画修正を踏まえた、避難行動要支援者一人ひとりの状況に合わせた個別避難計画を策定するよう努める旨について反映。
- 第 3 章第 3 節第 1 の 1「避難情報の発令」（新旧対照表 P55）
令和 3 年 5 月の災害対策基本法改正を踏まえた、避難勧告、避難指示の避難指示への一本化及び 5 段階の警戒レベルについて反映。
- 第 3 章第 4 節第 1 の 1（5）「感染症対策」（新旧対照表 P73）
国の防災基本計画において新型コロナウイルス等の感染症の流行を踏まえた対応について記載されたことを踏まえ、感染症を踏まえた避難所運営等について反映。

方針② 近年の災害対応からの教訓を踏まえ、新たな知見を迅速に反映

令和 6 年能登半島地震など、近年頻発している気象災害から得られる新しい知見等を随時把握し、有用な対策等を迅速に反映する。

＜素案における主な反映項目＞

- 第 3 章第 4 節第 2 の 3（1）「生活必需品供給内容」（新旧対照表 P80）
令和 6 年能登半島地震に係る国の検証において、パーティションや段ボールベッド等避難所開設時に設置されるべき資材が展開されていなかった課題が明らかになったため、これらを避難者に供給する生活必需品として反映。
- 第 3 章第 4 節第 2 の 4（5）「燃料供給拠点（製油所・油槽所・中核 SS・小口燃料配送拠点・住民拠点 SS）へのアクセス道路の優先啓開について」（新旧対照表 P81）
令和 6 年能登半島地震に係る国の検証において、道路の寸断によりインフラやライフラインの復旧作業が困難となった課題が明らかになったため、緊急輸送道路の機能を優先とした道路の応急復旧について反映。

- 第3章第5節第2の4(5)「し尿処理」(新旧対照表 P89)
令和6年能登半島地震に係る国の検証において、トイレカー、トイレトレーラー等が活用された知見を踏まえ、これらを活用した快適なトイレ環境への配慮について反映。

方針③ 防災関係機関の組織、資料、防災施策等の更新

変更されている市をはじめとする防災関係機関の組織名称、資料、防災施策等について、最新の内容に更新する。

＜素案における主な反映項目＞

- 第2章第2節第1の2(2)「避難所の指定」(新旧対照表 P17)
市の防災施策として指定管理施設が指定避難所となる場合に行う指定管理者と市での避難所運営に関する役割分担を定める旨を反映。
- 第2章第2節第1の2(3)「避難所の整備」(新旧対照表 P18)
市の防災施策として避難者の健康に留意し、空調等の設備の整備に努めることについて反映。
- 第2章第2節第2の4「防災空間の整備」(新旧対照表 P22)
市の防災施策として地震災害時に復旧・復興拠点や生活物資等の中継基地といった防災拠点としての機能を持たせた栗東健康運動公園を整備することについて反映。
- 第2章第2節第3の1「通信施設の整備」(新旧対照表 P23)
市の防災施策として、情報伝達の強化を図るため、防災行政無線を含めた各種通信施設の整備、点検、更新等を行うことについて反映。
- 第3章第2節第4の1(2)「県への応援要請」(新旧対照表 P54)
市の防災施策として県に応援の要請をする際には、今年度策定を予定している「栗東市災害時受援計画」等に基づき応援の要請を行う旨を追加。

方針④ 災害対策本部組織体制や事務分掌等を見直し

業務継続計画の修正や受援計画の策定等に伴い、災害対策本部の組織体制や事務分掌等を適宜見直す。

＜素案における主な反映項目＞

- 第3章第1節第2の7(2)「緊急体制の構成、職務内容」(新旧対照表 P44)
市の災害対策本部事務局の体制の見直しについて反映。